

65歳以上 第1号被保険者の介護保険料が見直しされました

(令和6年度から令和8年度納付分まで)

第1号被保険者の介護保険料と 介護給付等に必要な費用の推移

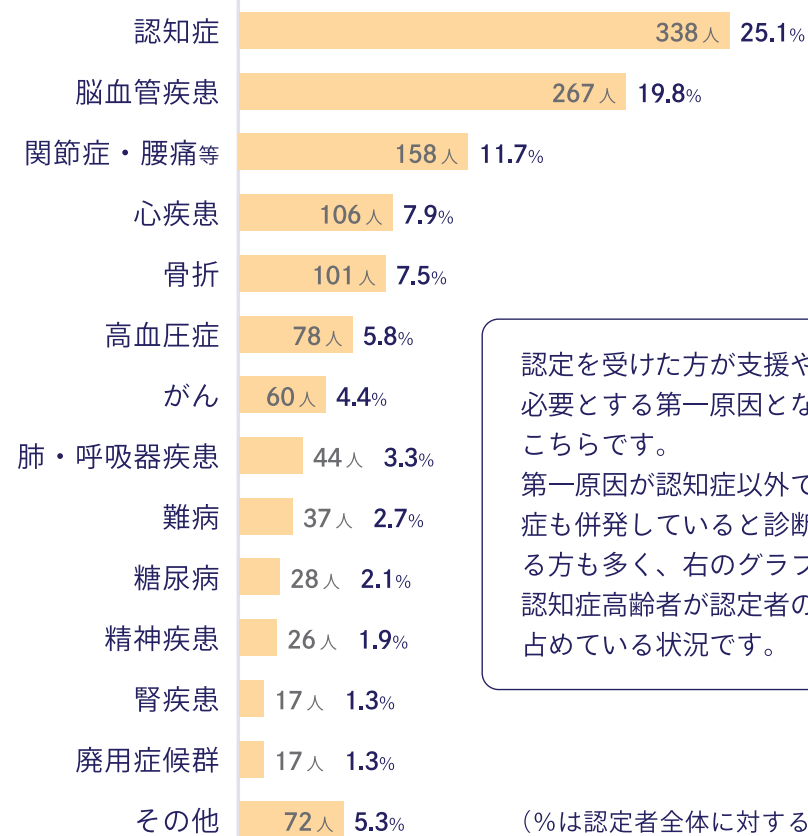
期別	第6期 (H27年～H29年)	第7期 (H30年～R2年)	第8期 (R3年～R5年)	第9期 (R6年～R8年)
介護保険料	基準額 (第5段階) 月額 5,900円	基準額 (第5段階) 月額 6,300円	基準額 (第5段階) 月額 6,300円	基準額 (第5段階) 月額 6,600円
必要介護費用に	24億9千万円	26億9千万円	27億4千万円	想定額 29億円

介護保険料の見直しのポイント

- ▶ 第8期までに積み立てた準備基金の取り崩しを行うものの基準額で月額300円の増額となりました。
- ▶ これまでの9段階に高所得層の4段階が加わり13段階になりました。[詳しくは裏面](#)をご覧ください。

庄内町における要支援・要介護認定状況等

要支援・要介護認定を必要とする主な疾病(令和4年度)

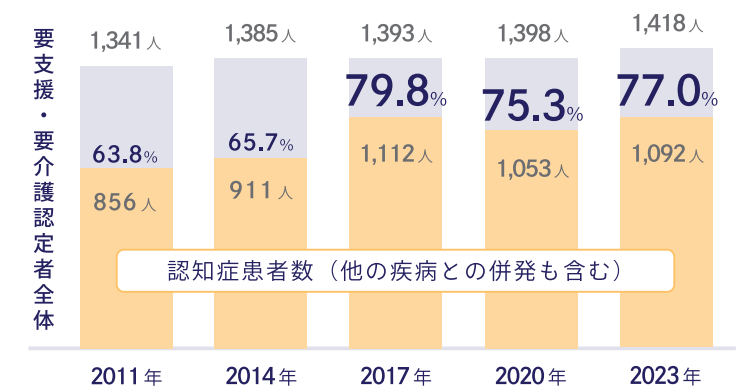


認定を受けた方が支援や介護を必要とする第一原因となる疾病がこちらです。
第一原因が認知症以外でも、認知症も併発していると診断されている方も多く、右のグラフのとおり認知症高齢者が認定者の約8割を占めている状況です。

(%は認定者全体に対する割合です)

庄内町の認知症高齢者の推移

要支援・要介護認定者の約8割が認知症



介護保険制度を取り巻く状況

- 人口は減少傾向ですが、要支援・要介護認定者数は2040年まで微増傾向が続いていく見込みです。
- 高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加に伴い、在宅介護が困難な事案が増えています。
- 介護報酬改定により、介護事業所等への給付費が引き上げられます。

知っておきたい！ 介護保険料の決まり方・納め方

第1号被保険者

(65歳以上)

23%

第2号被保険者

(40歳～64歳)

27%

国

25%

県

12.5%

町

12.5%

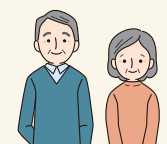
介護保険料は50%を公費(国・県・町)で負担し、残り50%のうち、23%を第1号被保険者が27%を第2号被保険者が負担するしくみになっています。

第1号被保険者

65歳以上

居住地と所得などで変わる

- 市区町村などがそれぞれサービスに必要な費用から基準額を定める
- 実際に納める保険料は年金額などに応じて増減
- 原則、年金から天引き



第2号被保険者

40歳から64歳

勤務先と賃金で決まる

- 賃金の1ヶ月分(標準報酬月額)に加入する健康保険組合が定めた保険料率をかけて算出
- 事業主が半額を負担
- 給与から天引き



支払いは一生継続く



第2号被保険者
40歳

第1号被保険者
65歳

健康保険料に
上乗せされて納付

年金からの
天引きで納付

ご自分の介護保険料がどうなるのか、裏面で確認してみましょう ▶